

第3期 こまえ子ども・若者応援プラン 実施計画(令和7年度版)

令和7年7月
江 市



	Page
1. 計画の目的 -----	1
2. 計画期間 -----	1
3. 計画の推進体制 -----	1
4. 年次計画の策定と毎年度の点検・見直し -----	2
5. 基本目標と基本施策 -----	3
6. 重点事項として進めていく施策・事業一覧 -----	8
7. 本表の見方 -----	11
8. 年次計画 -----	12

1. 計画の目的

この計画は、令和7年3月に策定した第3期 こまえ子ども・若者応援プラン（以下「応援プラン」という。）を着実に推進していくために、重点的・優先的に取り組んでいく43の施策・事業について、令和11年度までの計画期間内に取り組む内容と手順を明らかにするものです。

2. 計画期間

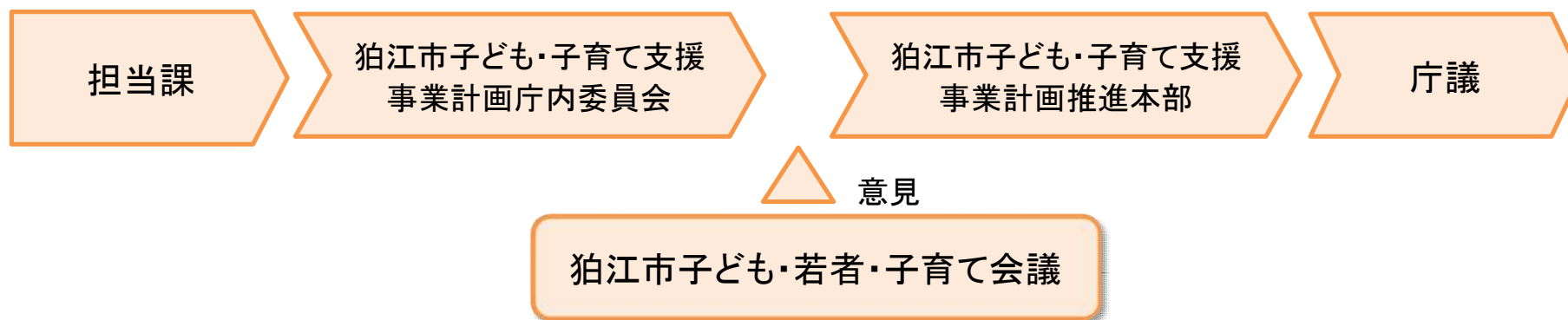
この計画の計画期間は応援プランに合わせて令和7年度から令和11年度までとしますが、前年度の施策・事業については事業ごとに点検を実施し、毎年度計画内容について、見直しを行っていきます。

また、計画の見直しについては、市の財政状況のほか、各事業の進捗状況や今後の社会の変化、国の制度改正等に伴う新たな課題に対応するため、施策の変更等も含め、その状況に応じて、この計画の中に位置づけながら、具体的な施策事業として取り組んでいきます。

3. 計画の推進体制

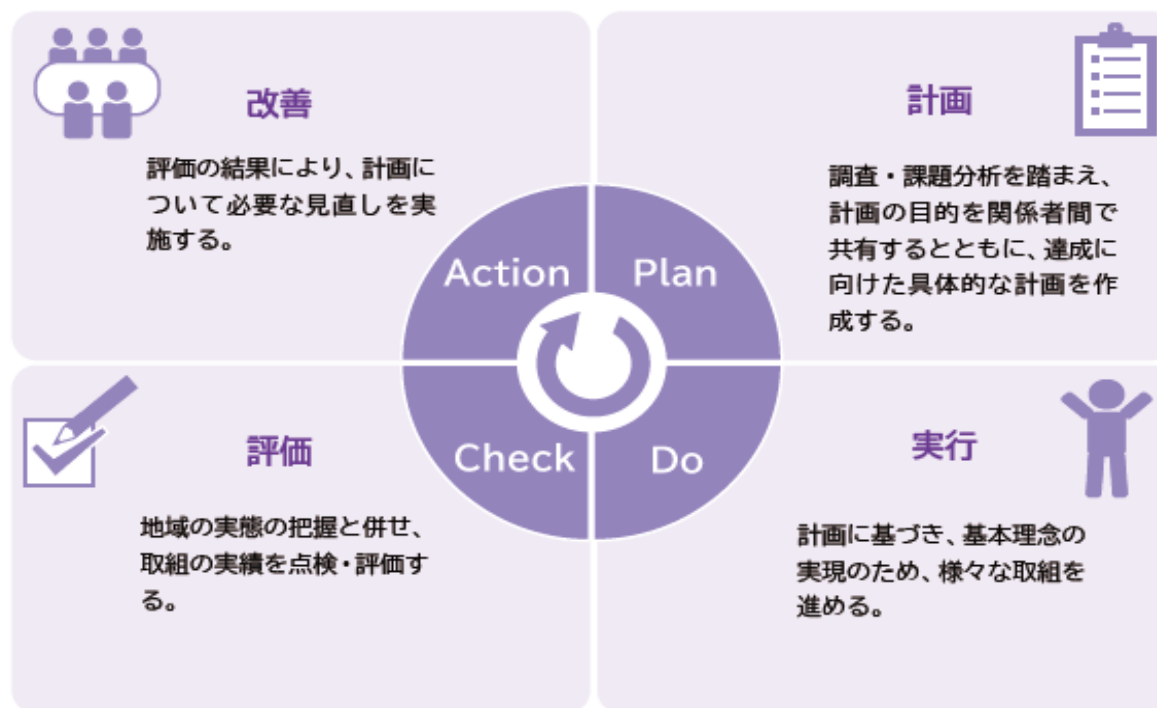
この計画は応援プランと同様に、市長を本部長とする「狛江市子ども・子育て支援事業計画推進本部」と担当部長及び関係課長で構成される「狛江市子ども・子育て支援事業計画庁内委員会」にて全庁的な連絡・調整を行いながら、有識者、関係機関、公募による市民で構成される「狛江市子ども・若者・子育て会議」において、毎年度計画の実施状況を点検し、計画を推進していきます。

〔 計画の推進体制 〕



4. 年次計画の策定と毎年度の点検・見直し

応援プランの重点施策については、より着実に推進していく必要があるため、年次計画として整理し、子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策とあわせて毎年度、施策の点検と計画の見直しを行い、具体的な成果を確認しながらPDCA サイクルを回していきます。また、今後の社会の変化や国の制度改正等に伴う新たな課題に対応するための施策の変更等については、その状況に応じて、本計画の中に位置付けながら、具体的な施策事業として取り組んでいきます。



5. 基本目標と基本施策

応援プランではそれぞれの施策や具体的な取組を実行していくために3つの基本目標を掲げ、各目標の中に以下の基本施策を定めています。

基本目標1 すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進

基本施策		概要
1-1	子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援	子どもの権利条約やこども基本法、（仮称）子ども条例が、子どもを権利の主体であると捉えていることを踏まえて、子ども・若者の主体的な活動を支援していくほか、様々な要因により生きづらさを抱えている子ども・若者が社会的な孤立に陥らないよう、子ども・若者の声に寄り添い、心身ともに安心安全に過ごすことができる多様な居場所の確保に努めます。また、行政機関や地域団体等を問わず、様々な子ども・若者を支援する関係機関とのつながりを持ちながら、若者の社会参加の促進につながる支援を推進します。
1-2	子どもの権利の保障	子どもの権利条約やこども基本法、（仮称）子ども条例を踏まえ、すべての子どもの最も基本的な権利である生命・身体の安全を最優先に確保した上で、すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障されるよう、条約や法、条例の理念やこれらに定められている子どもの権利について、すべての市民を含めた地域全体への啓発等を行うとともに、子どもが意見表明等の権利の主体となり、主権者として社会との関わりを持てるよう取組を進めていく必要があります。 また、いじめや児童虐待の防止、貧困対策、ヤングケアラーを生み出さないための支援など、広く子どもや若者の声に耳を傾け、それらの兆候や発生の状況を早期にキャッチし、必要な支援を関係機関と連携しながら組織的に行っていく必要があります。

1-3	遊び、学び、体験の機会の推進	成長過程において経験する様々な遊びや学び、体験活動は、子どもの健やかな成長に大きく寄与する重要な要素となります。生まれ育った環境にかかわらず、自分の能力や可能性を伸ばせるよう、体験の貧困にも着目しながら、子どもの健全な育成のため、様々な場面で、生活に必要な知識や技能、情操を育むことのできる遊び等を通じた学習や体験の機会を提供していきます。
1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携	子どもを預かる保育施設や教育機関、サービス事業所では、個々の子どもの発達段階に合わせた対応が求められています。早期に発達の特徴を理解することで、その後の支援を円滑に行うとともに、相談支援の過程を通して保護者の不安を軽減します。 また、児童発達支援センターを中核として、関係機関との切れ目のない支援・連携体制を強化し、障がいのある子どもとその家族に対する支援の充実に努めます。

基本施策		概要
2-1	産前・産後の支援	子どもの健やかな成長のためには、親が心身ともに健康であることが大切であり、妊娠期からの支援は、出産後の親子の安定した生活につながります。また、特に産前・産後については不安も多く、SNS 等にあふれている様々な情報で不安が助長しないよう母親、父親ともに正しい知識を持つことが重要です。正しい知識を持ち、安心して妊娠・出産・育児に臨めるよう、母親だけではなく父親も含めた学習機会の充実を図ります。
2-2	子どもの健やかな成長に向けた支援	乳幼児期は、子どもの発達や成長にとって、とても大切な時期です。しかしながら、乳幼児期の子育て家庭はその置かれている状況によって、自らが積極的に動き、必要な支援を求めるのが困難なことがあります。そのため、子どもの発達や成長に向けて、母子保健事業等における“気づき”から、関係機関と連携して、必要な支援につなげます。 また、ライフステージに応じた切れ目をつなぐ支援を推進する拠点として、こども家庭センターや子育て・教育支援複合施設の運営を中心とする、一貫した支援体制を整備します。
2-3	幼児教育の振興と保育における質の向上	幼児期における質の高い教育・保育を提供するため、保育における量の確保とともに、職員研修による専門性と資質の向上を図るほか、体験学習や地域との交流活動を通じ、必要な生活習慣や知識の習得を図ります。 また、幼児と児童の交流活動を充実させるなど、幼稚園や保育園、認定こども園、小学校などがそれぞれつながりを持ち、情報共有等を行うことで、円滑な引き継ぎと市全体の保育の質の向上を図ります。

2-4	放課後対策の推進	学童期は、様々な体験や学びを通して豊かな心を育んでいくことが大切です。小学生が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である学童クラブの整備を着実に進め、放課後子ども教室事業（KoKoA）と連携しながら、安心安全な放課後の居場所の確保に努めます。 また、職員研修による専門性と質の向上を図るほか、増加する需要に対応していくため、受入定員の拡大やニーズを踏まえたサービスの提供を図ります。
2-5	子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	子育て家庭に生じる様々な不安や悩みは、ほかの家庭や支援者と共有することで、家庭の子育てに係る負担の軽減につながります。アウトリーチによる相談等を含め、多岐にわたる不安や悩みを相談できる窓口の設置や取組を推進するほか、子育てにおいてそれぞれの親が持つ力を引き出していく支援や、子育て家庭に対して育児や子育てに関する情報を様々なかたちで提供します。また、行政手続きのデジタル化を推進していくことで、子育て家庭の負担感の軽減を図ります。 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組を進めるためには、夫婦がともに積極的に家事や育児に参加できるよう、個人における意識の啓発のほか、事業所においても子育て中の従業員等がゆとりを持ち、子育てと仕事を両立できるような働き方に取り組んでいく必要があります。 狛江市の地域特性も踏まえながら、市民や事業所を含めてワーク・ライフ・バランスや多様な働き方についての普及啓発や周知と支援を行い、働き方が変わっていく社会においても夫婦がともに子育てに向き合える地域社会の実現を目指します。
2-6	悩みや困難を抱える家庭への支援	様々な悩みや問題を抱えている家庭や子どもに対して、一人ひとりに寄り添った相談を受けるとともに、生活支援、就労支援、経済的支援など、それぞれの状況に応じて多面的に支援を行います。

基本施策		概要
3-1	子どもが安全に育つ環境の充実と基盤整備	地域における人間関係の希薄化や核家族化等、それぞれの家庭が孤立しやすい社会環境の中で、改めて地域づくりや共助、協働といった視点で子育てを考え、実践していく必要性が高くなっています。地域と連携した見守り活動の充実や通学路の安全確保等を進めるとともに、子どもの遊び場となる公園や児童遊園等の整備を進めることで、安心して過ごせる地域社会づくりを目指します。
3-2	子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成	核家族化が進行し、身近に子育てを感じる機会が得られないことや、ヤングケアラー等も含め、様々な事情から困難を抱えている家庭など、孤立しがちな家庭にも支援の手が届くように、児童関連施設と学校等の教育機関の連携強化や地域団体等との情報共有及び活性化を図り、地域における子育てネットワークの形成を目指すとともに、地域や身近な仲間同士による子育てグループやサークルを通じた子育て家庭の支援にも取り組んでいく必要があります。 さらに、地域全体で子ども・若者が安心して過ごせる環境をつくるため、世代を超えたすべての人がそれぞれの立場から協力し合う地域づくりを進めるとともに、子ども・若者が地域に積極的に関わられるようにすることで、子ども・若者が孤立せず、成長の機会を得られるよう努めます。

6. 重点事項として進めていく施策・事業一覧

基本目標 1 すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進

基本施策	施策・事業No.	施策・事業名	政策室	情報政策課	地域活性課	福祉保健部		子ども家庭部				環境政策課	教育部				Page
						福祉政策課	福祉相談課	子ども若者政策課	子ども家庭課	子ども発達支援課	児童育成課		教育支援課	指導室	社会教育課	公民館	
1-1 子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援	1-1-1	子ども・若者の居場所の確保				●		●								●	13
	1-1-2	居場所と遊びのニーズの把握						●			●					●	14
	1-1-4	児童館・児童センターの充実・活用									●						15
	1-1-8	若者に係る相談支援の充実					●	●									16
1-2 子どもの権利の保障	1-2-1	(仮称) 子ども条例の制定						●									17
	1-2-2	(仮称) 子ども条例の普及啓発及び推進	●					●			●			●			18
	1-2-3	相談・カウンセリング事業の推進							●				●	●			19
	1-2-4	学校における相談支援体制の強化							●				●	●			20
	1-2-5	児童虐待防止に向けた周知・啓発と相談体制の強化							●								21
	1-2-7	子どもの意見表明の場の提供						●						●			22
1-3 遊び、学び、体験の機会の推進	1-3-1	体験型事業の推進			●						●	●		●			23
	1-3-5	学習支援事業の推進				●	●	●									24
1-4 発達や特性に応じた支援、関係機関との連携	1-4-1	児童発達支援センターの支援体制の強化								●							25
	1-4-2	地域療育システムの構築、運用					●		●	●			●	●			26
	1-4-3	関係機関との連携							●	●			●				27
	1-4-4	相談事業の充実							●	●							28
	1-4-5	乳幼児発達健康診査の充実							●								29
	1-4-6	保育園・学童クラブ等における障がいのある子ども及び医療的ケア児の受入れの推進									●		●				30
	1-4-7	就学相談等の実施											●				31
	1-4-8	特別支援教育の推進											●	●			32

基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援

基本施策	施策・事業No.	施策・事業名	政策室	情報政策課	地域活性課	福祉保健部		子ども家庭部				環境政策課	教育部				Page
						福祉政策課	福祉相談課	子ども若者政策課	子ども家庭課	子ども発達支援課	児童育成課		教育支援課	指導室	社会教育課	公民館	
2-1 産前・産後の支援	2-1-1	妊娠前後の支援の充実							●								33
	2-1-2	産前・産後の支援の充実							●	●							34
	2-1-3	専門職による相談・訪問指導の実施							●								35
2-2 子どもの健やかな成長に向けた支援	2-2-1	子育て・教育支援複合施設の運営								●			●				36
	2-2-2	乳児家庭全戸訪問事業の充実							●								37
2-3 幼児教育の振興と保育における質の向上	2-3-5	一時保育（一時預かり）、延長保育等の充実								●	●						38
	2-3-7	病児・病後児保育の充実						●									39
2-4 放課後対策の推進	2-4-1	学童クラブの拡充									●						40
	2-4-2	放課後子ども教室事業（KoKoA）の推進									●						41
2-5 子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	2-5-1	専門性のある多様な相談体制の充実				●		●	●	●	●						42
	2-5-2	要支援世帯への訪問支援事業の充実							●								43
	2-5-4	身近な交流の場の提供				●		●		●	●						44
	2-5-11	各種手続きのデジタル化の推進		●				●	●	●	●	●	●		●		45
2-6 悩みや困難を抱える家庭への支援	2-6-1	子ども家庭支援センターの充実								●							46
	2-6-2	教育支援センターの充実											●				47
	2-6-3	ひとり親家庭相談体制の充実						●									48
	2-6-4	D V等への相談支援の充実						●									49
	2-6-5	ひとり親家庭への支援の充実						●									50

7. 本表の見方

見本

8. 年次計画

「第3期 こまえ子ども・若者応援プラン」で定めた各事業の内容

- 基本目標
- 基本施策
- 施策・事業名
- 令和11年度までの目標

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-1	子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援
施策・事業	1-1-1	子ども・若者の居場所の確保

令和11年度までの取組

多様なニーズを踏まえた多様な居場所が地域に点在することで、様々な子ども・若者が地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き、子ども・若者の視点に立った公共施設の活用や地域におけるサードプレイスの確保等、子ども・若者が気軽に立ち寄れる地域の居場所事業を実施するとともに、地域において居場所を運営している団体等への経済的な支援等を含め検討を進めていきます。また、教育委員会と連携して、市民センターの改修後に新たに設置されるティーンズルームの活用を検討します。

②実施状況、今後の取組

前年度の実施結果・内容、前年度の具体的な成果、今後の取組内容

※令和8年度版から記載

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

計画期間における各担当課ごとの事業名と年次計画、具体的な事務の対応年度

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点運営費	多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶの運営					
		子ども・若者ルームの運営					
子ども若者政策課	青少年・若者支援事業	子ども・若者の居場所事業の実施					
		若者支援ガイドの配布					
	みんなで子育て事業	子どもの居場所づくり支援事業補助金事業の実施	★				
公民館	居場所事業	居場所事業の実施					
	子ども・若者事業	ワークショップの実施・ティーンズルーム開設準備					
		ティーンズルームの開設・運用	★				

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組
基本施策	1-1	子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援	
施策・事業	1-1-1	子ども・若者の居場所の確保	

多様なニーズを踏まえた多様な居場所が地域に点在することで、様々な子ども・若者が地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き、子ども・若者の視点に立った公共施設の活用や地域におけるサードプレイスの確保等、子ども・若者が気軽に立ち寄れる地域の居場所事業を実施するとともに、地域において居場所を運営している団体等への経済的な支援等を含め検討を進めていきます。また、教育委員会と連携して、市民センターの改修後に新たに設置されるティーンズルームの活用を検討します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点運営費	多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶの運営					
		子ども・若者ルームの運営					
子ども若者政策課	青少年・若者支援事業	子ども・若者の居場所事業の実施					
		若者支援ガイドの配布					
	みんなで子育て事業	子どもの居場所づくり支援事業補助金事業の実施	★				
公民館	居場所事業	居場所事業の実施					
	子ども・若者事業	ワークショップの実施・ティーンズルーム開設準備					
		ティーンズルームの開設・運用	★				

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組	こども基本法や制定に向けて検討している(仮称)子ども条例を踏まえて、子ども・若者が求める居場所や過ごし方などを把握するための意見聴取の仕組みなどを検討していきます。 児童館では、来館児に対しての意見箱を設置し、意見・要望を随時受け付けるほか、遊びやプログラム活動を通じた意見・要望の聴取を行います。小学生クラブにおいては、定期的にアンケートを実施して子どもの意見を聴く機会を設けるほか、放課後子ども教室(KoKoA)では購入する玩具等の検討の際に利用児童の意見を考慮します。 公民館では、居場所に関して考える講座を実施するとともに、市民センター改修後は、新しく設置されるスタディコーナーやティーンズルーム利用者等からのニーズ把握も進めていきます。
基本施策	1-1	子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援		
施策・事業	1-1-2	居場所と遊びのニーズの把握		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	地域課題解決型子ども議会事業	地域課題解決型子ども議会事業の実施	見直し				
		新たな意見表明の場の提供		★			
児童育成課	学童保育所維持管理費・小学生クラブ・放課後クラブ・こどもクラブ	利用者アンケートの実施					
	児童館関係費	意見箱の設置					
		日常的に子どもたちの意見を聴く体制の整備・推進					
	放課後子ども教室事業	子どものニーズを踏まえた遊具等の整備					
公民館	居場所事業	居場所事業の実施					
	子ども・若者事業	ワークショップの実施・ティーンズルーム開設準備					
		ティーンズルームの開設・運用	★				

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-1	子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援
施策・事業	1-1-4	児童館・児童センターの充実・活用

令和11年度
までの取組

乳幼児から高校生世代までのすべての子どもを対象とした事業を展開する子育て支援の拠点施設として、児童館・児童センターの施設機能と事業の充実を図ります。

小学生から引き続き中学生になっても来館してもらえるよう、中高生のための音楽や芸術などの魅力のある事業を実施し、居心地の良い場所となるようイベントやプログラム、スペース等の更なる充実や職員の関わり方を工夫していくなど、小学生から中学生への継続来館へとつなげ、中高生の居場所づくりを進めます。

また、利用者の中から積極的にボランティアとして運営スタッフを手伝う機会を提供することで、子どもが活躍する場を設けます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童育成課	児童館関係費	中高生向けプログラムの実施					
		中高生の居場所づくりの実施					
		中高生の居場所づくりの促進に向けた検討	★				
		児童館運営ボランティア事業の実施					
		児童館日曜開放の実施					
		児童館日曜開放施設拡充の検討	★				

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組
基本施策	1-1	子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援	
施策・事業	1-1-8	若者に係る相談支援の充実	

様々な生きづらさを抱えた若者とその家族に対して、専門相談窓口による関係機関と連携した個々のケースに対応した支援を行うとともに、若者からの支援窓口へのアクセスを向上させ、早期の相談ができるように努めます。また、長期化している相談に対応するため、関係機関との連携の強化を図るとともに、生活困窮者自立相談支援機関「こまYELL」による就労準備支援事業や就労支援の充実を図ります。様々な生きづらさを抱える若者とその家族に対する支援窓口の情報をまとめた若者支援ガイドを配布するとともに、若者の相談窓口を継続することにより地域で安心して暮らしていくための支援を行います。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉相談課	生活困窮者自立相談支援事業	就労準備支援事業の実施					
		就労支援の実施					
子ども若者政策課	青少年・若者支援事業	若者相談窓口の運営					
		若者支援講座の実施					
		若者支援ガイドの配布					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組	子どもの視点に立った施策を総合的に推進していくために、子どもに関する各分野において、重視すべき基本的視点を一元的に規定するとともに、狛江市の子どもの人権の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のために、その理念を市全体で共有する仕組みになるものとした(仮称)子ども条例を令和7年度中に制定します。
基本施策	1-2	子どもの権利の保障		
施策・事業	1-2-1	(仮称)子ども条例の制定		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	子ども・若者・子育て会議関係費	条例制定に係るワークショップの実施	★				
		(仮称)子ども条例の制定	★				
		(仮称)子ども条例の見直し					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組
基本施策	1-2	子どもの権利の保障	
施策・事業	1-2-2	(仮称)子ども条例の普及啓発及び推進	

令和7年度中に制定する(仮称)子ども条例について、その理念を実効性のあるものとするため、行政や関係機関だけでなく、市民を含めた市全体で、子どもへの理解と関心を深めていくために、研修の実施や様々な機会を捉えて普及啓発をしていくことに加え、条例の適切な運用を図るための財源の確保や推進体制の整備を検討します。

また、児童関連事業の従事者への啓発として、保育園では、子どもの権利を尊重・擁護した保育方針に基づく保育を継続し、学校においては、人権教育悉皆研修会を実施し、教員の意識向上に努めるとともに、人権教育推進委員会において各学校の人権教育の実施状況の情報を共有するとともに、人権教育指導資料を作成します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
政策室	人権尊重推進関係費	(仮称)子ども条例制定の人権啓発誌による周知		★			
子ども若者政策課	子ども・若者・子育て会議関係費	条例周知啓発用リーフレットの作成	★				
		条例周知啓発用リーフレットの配布	★				
		相談窓口体制の整備		★			
児童育成課	子どもの権利を尊重・養護した保育の継続	子どもの権利を尊重・擁護した保育方針に基づく保育の継続					
指導室	教育研究推進	人権教育悉皆研修会(教職員全体研修の実施)					
		年間指導計画に基づいた人権教育の実践					
		人権教育推進委員会の開催					
	人権尊重教育推進校	令和7・8年度人権尊重教育推進校(緑野小学校)	★				

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組
基本施策	1-2	子どもの権利の保障	
施策・事業	1-2-3	相談・カウンセリング事業の推進	

こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会を中心として、各関係機関との連携強化等を図るとともに、子ども自身が気軽に相談できるよう、相談窓口等の情報を提供します。いじめ、不登校、虐待等の相談に対応するとともに、相談先を記載したSOSカードを小中学生に配布します。

また、市内におけるヤングケアラーの実態把握を行うとともに、庁内の連携体制を強化し、ヤングケアラーの早期発見と状況に応じた必要な支援につなげていきます。

市の専門教育相談員の各小学校への配置、都スクールカウンセラーの各小中学校への配置や、専門家チームによる巡回相談を実施し、学校における相談支援体制の強化に取り組みます。さらに、スクールソーシャルワーカーが、学校では対応しきれない子どもの生活上の課題への対応に向けて、福祉的な立場で外部の関係機関へのコーディネートを行うとともに、スクールソーシャルワーカーの生活指導主任会及びスクールカウンセラー連絡協議会等の参加により、学校及び関係機関との連携を深めます。

②実施状況、今後の取組

担当課		具体的な成果	今後の取組内容
		令和8年度以降から記載	

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	要保護児童対策事業	SOSカードの作成・配布					
		ヤングケアラー実態調査の実施	★				
		ヤングケアラー実態調査実施後の支援	★				
		庁内の連携体制の構築・強化	★				
教育支援課	教育相談関係費	専門教育相談員による教育相談の実施					
	特別支援教育推進	専門家チームによる特別支援教育巡回相談の実施					
	不登校対策支援	スクールソーシャルワーカーによる相談支援の実施					
指導室	スクールカウンセラーの配置事業	都費スクールカウンセラーによる面談等の実施					
		スクールカウンセラー連絡協議会の開催					
	教育研究推進	生活指導主任会の開催					
		青少年健全育成連絡会の開催					
		相談窓口の周知					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組
基本施策	1-2	子どもの権利の保障	
施策・事業	1-2-4	学校における相談支援体制の強化	

学校において、いじめや不登校、思春期の心身の健康問題や発達などについて、子どもや保護者が気軽に相談できるよう校内の教育相談体制の強化を図ります。

市の専門教育相談員の各小学校への派遣、都スクールカウンセラーの各小中学校への配置、専門家チームによる巡回相談を実施し、学校における相談支援体制の強化に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、児童・生徒やその家庭の課題の解決に向けた支援をします。

また、様々な悩みを抱える児童・生徒の相談に対応できるよう、小中学校の全児童・生徒に相談先を記載したSOSカードを作成・配布し、相談先の周知に取り組めます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	要保護児童対策事業	SOSカードの作成・配布					
教育支援課	教育相談関係費	専門教育相談員による教育相談の実施					
	特別支援教育推進	専門家チームによる特別支援教育巡回相談の実施					
	不登校対策支援	スクールソーシャルワーカーによる相談支援の実施					
指導室	スクールカウンセラーの配置事業	都費スクールカウンセラーによる面談等の実施					
		スクールカウンセラー連絡会の開催					
	教育研究推進	不登校・教育相談対策委員会の開催					
		相談窓口の周知					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-2	子どもの権利の保障
施策・事業	1-2-5	児童虐待防止に向けた周知・啓発と相談体制の強化

令和11年度
までの取組

児童虐待防止に向けて広報への掲載やリーフレット配布等を通して、子ども家庭支援センターや保育園、幼稚園、学校等の施設のほか、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問等の機会も活用し、児童虐待防止に関する知識の普及・啓発を図るとともに、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン(11月)において、パネル展示を行い、オリジナルグッズの作成・配布やオレンジリボンピンバッジを着用することで、児童虐待防止の普及・啓発を行います。

また、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うことも家庭センターにおいて、要支援家庭の把握、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、適切な保護や支援を行うため、関係機関と連携して相談支援体制の強化を図ります。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	要保護児童対策事業	リーフレット配布や健診等の機会を活用した児童虐待防止の普及・啓発					
		相談支援体制の強化	★				
		関係機関との連携強化					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組
基本施策	1-2	子どもの権利の保障	
施策・事業	1-2-7	子どもの意見表明の場の提供	

こども基本法や制定に向けて検討している(仮称)子ども条例、狛江市総合的な主権者教育※計画を踏まえて、子どもが意見表明などの権利の主体となり、主権者として社会との関わりを持てるよう、地域課題解決型子ども議会事業をはじめとした各種事業を展開するとともに、意見表明のための環境の整備や意見の取扱いに関する制度を検討します。

引き続き、各学校で主権者教育が推進されるよう、教務主任会等を通じて資料提供及び指導・助言を行います。また、中学校では、専門家を招へいた主権者教育に係る特別授業を実施します。児童・生徒の意見等を学校生活や教育活動に活かすよう、継続的な指導・助言を行います。

※主権者教育…障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちをはじめとした当事者が、社会的意思決定を学ぶこと。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	地域課題解決型子ども議会事業	地域課題解決型子ども議会事業の実施	見直し				
		新たな意見表明の場の提供		★			
指導室	主権者教育推進	中学校主権者教育に係る講師招へいによる特別授業の実施					
		各学校における主権者教育に係る実践					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度 までの取組
基本施策	1-3	遊び、学び、体験の機会の推進	
施策・事業	1-3-1	体験型事業の推進	

ふるさと友好都市である新潟県長岡市川口地域の豊かな自然や文化を体験できる体験型事業を実施するとともに、住民交流友好都市である山梨県小菅村とはそれぞれのイベントへの参加を通じた住民交流を促進します。

脱炭素に関する連携協定を締結している長野県茅野市、小諸市との交流を通じて、子どもたちの環境学習に取り組めます。環境学習の場として、小学生環境サミットの実施や、多摩川の水辺の自然観察会、狛江水辺の楽校、多摩川生きもの調査会等を実施するとともに、学習内容の更なる充実を図りつつ、子どもが学んだ成果を他の子どもに効果的に広げ、多くの児童の環境学習の機会を充実させていきます。また、かわまちづくり計画の推進に合わせて、水辺の楽校など多摩川を環境学習の場所として、子どもたちが身近に自然とふれあうことのできる空間として活用を図ります。

児童館・児童センターでは、野外体験活動や地域の農家の協力を得て、乳幼児親子向けの農作物収穫体験を実施するほか、日常の中ではできない体験等を行う青少年健全育成事業を実施します。

特色ある教育活動の一環として、市内各事業所等の協力のもと、全中学校で職場体験を実施することで、望ましい社会性や職業観を身につけるとともに、自己の将来について考えるきっかけとして、働くことの意義や目的を見いだす力を養う教育活動を進めます。

②実施状況、今後の取組

担当課		令和8年度以降から記載	の具体的な成果	今後の取組内容

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域活性課	友好都市交流推進事業関係費	ふるさと親子宿泊体験の実施					
児童育成課	プレーパーク	野外活動を体験する場所と機会の提供					
	児童館関係費	体験活動の実施					
環境政策課	水辺の楽校推進	水辺の楽校の活動への支援					
	生物多様性保全事業	生きもの探検隊の実施					
		多摩川・野川生きもの調査会の実施					
	多摩川利活用推進	かわまちづくり計画の推進					
	環境学習	こまエコまつりにおける体験ブースの実施					
		小学生向け環境講演会の実施					
	地球温暖化対策関連事業	協定締結都市との交流・連携事業					
	小学生環境サミット	小学生環境サミットの実施					
指導室	職場体験事業	中学校における職場体験の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組	生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業やひとり親家庭等学習支援事業を実施し、学習面の支援だけでなく、居場所としての機能や生活上の課題の把握も行い、子どもの貧困の問題への対応も含めて、関係機関と連携して支援を行います。
基本施策	1-3	遊び、学び、体験の機会の推進		
施策・事業	1-3-5	学習支援事業の推進		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容		前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載			

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点運営費	子どもに対する学習支援事業の実施					
福祉相談課	生活困窮者自立相談支援事業	子どもの学習・生活支援事業の実施					
子ども若者政策課	青少年・若者支援事業	子ども・若者の居場所事業(学習支援事業)実施					
	ひとり親家庭等生活支援事業	ひとり親家庭等学習支援事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携
施策・事業	1-4-2	地域療育システムの構築、運用

令和11年度
までの取組

児童発達支援センターの体制整備・機能を強化し、巡回相談や保育所等訪問支援の実施等を通して、児童発達支援センターを中心とした関係機関とのネットワークをはじめとした療育体制の構築、運用に取り組みます。また、乳幼児健康診査、心理相談、ことばの相談、発達健康診査を実施し、子どもの状況に応じた支援を実施するとともに、各事業から必要に応じて児童発達支援センターへつなぎ、適切な相談へとつなげます。

教育支援センターにおいても、専門教育相談員による発達の相談や保護者相談、学校相談のほか、就学前の子どもを対象とした就学支援シートの作成を通じて、就学後の学校生活を支援します。

さらに、障がい児通所支援等を利用する子どもの保護者に対して「レインボーファイル」の配布を進めます。小中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会を年間複数回実施し、継続して児童・生徒を観察することで適切な指導につなげます。二次障がいの未然防止のため、生活指導主任や中学校不登校対応巡回教員との連携が図られるよう指導・助言を行います。

②実施状況、今後の取組

担当課		令和8年度以降から記載	の具体的な成果	今後の取組内容

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉相談課	障がい児等への一貫した支援	「レインボーファイル」の配布					
子ども家庭課	母子保健事業関係費	乳幼児健康診査の実施					
		乳幼児発達健康診査の実施					
		心理相談の実施					
		ことばの相談の実施					
子ども発達支援課	障がい児支援事業	児童発達支援センターの体制整備・機能強化					
		巡回相談、保育所等訪問支援等の地域支援事業の実施					
		発達サポーターの派遣	★				
教育支援課	教育相談関係費	専門教育相談員の相談対応(相談の実施)					
	特別支援教育推進	専門家チームによる特別支援教育巡回相談の実施					
	就学相談関係費	就学支援シートの活用					
		就学相談の実施					
指導室	教育研究推進	生活指導主任会の開催					
		中学校不登校対応巡回教員との連携					
	特別支援教育推進	特別支援教育コーディネーター連絡協議会の開催					
		各学校における校内委員会の開催					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度 までの取組
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携	
施策・事業	1-4-1	児童発達支援センターの支援体制の強化	

児童発達支援センターの機能を充実させるとともに、児童発達支援センターが市の発達支援の中核的な役割を担うことで、子どもの発達に不安を感じている保護者に切れ目のない支援を提供し、安心して子育てができるよう、関係機関と連携した切れ目のない支援体制の強化を図ります。
計画相談等の相談支援、通所支援、保育所等訪問支援などの事業を実施するとともに、「あいとぴあ子ども発達教室“ぱる”」と連携しながら、早期療育が必要な子どもや保護者を支援します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども発達支援課	障がい児支援事業	児童発達支援センターの体制整備・機能強化					
		相談支援、通所支援、保育所等訪問支援等の実施					
		あいとぴあ子ども発達教室“ぱる”との連携会議の定期的な実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携	
施策・事業	1-4-3	関係機関との連携	

乳幼児健康診査や各種相談事業を実施し、発達に心配のある子どもやその保護者に対し、児童発達支援センター等の適切な相談につながるよう保健師による支援を実施するとともに、関係各課、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター、幼稚園、保育園、小中学校に加え、計画相談支援事業所等、子どもの支援に関わる機関とのネットワークを強化し、支援体制の整備を進めます。
療育に関わる関係機関の連絡調整のための会議や、運動を通して発達を促す「運動療育事業」等の発達障がいの子どもの支援する事業を実施します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	乳幼児健康診査の実施					
		乳幼児発達健康診査の実施					
		保健師による個別支援の実施					
		5歳児健診の実施に向けた検討・準備	★				
		5歳児健診の実施			★		
子ども発達支援課	障がい児支援事業	児童発達支援等事業者連絡会の実施					
		幼稚園・保育園への心理士等の派遣(巡回相談)の実施					
		保育園等で運動療育の実施					
教育支援課	教育支援センター関係費	児童発達支援センター運営会議への参画					
	特別支援学級維持管理費	特別支援学級への体育授業指導者派遣(小・中)					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携	
施策・事業	1-4-4	相談事業の充実	

子どもの発育・発達について、相談内容に応じた情報の提供や各種サービスの調整等を行います。
子どもの発育等については、育児相談事業等、専門職が相談を受け付けるほか、幼稚園・保育園への巡回指導、保護者向けの講演会を実施します。
また、早期療育が必要な子どもに対しての医療相談や、保護者が子どもとの向き合い方を学ぶペアレントトレーニングを実施し、発達段階に応じた相談支援を行います。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	育児相談の実施					
		保健師による個別支援の実施					
子ども発達支援課	障がい児支援事業	児童発達支援センターの体制整備・機能強化					
		児童発達支援センターによる地域支援事業の実施					
		幼稚園・保育園への心理士等の派遣(巡回相談)の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組	乳幼児健康診査等において発達の遅れが心配される乳幼児に対し、発達に重点を置いた健康診査を行い、障がいの早期発見・早期療育を図ります。 健康診査で気になる子どもは、「いるかグループ」等でフォローアップするとともに、各種相談をはじめ、サービスや医療機関情報を提供するほか、療育が必要な場合は、児童発達支援センターや子ども発達相談（療育相談）につなげていきます。
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携		
施策・事業	1-4-5	乳幼児発達健康診査の充実		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	乳幼児発達健康診査の実施					
		いるかグループの運営					
		心理相談の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組	保育園、学童クラブ、放課後子ども教室(KoKoA)への障がいのある子どもの受入体制の強化に取り組むとともに、医療的ケア児の受入れに向けた課題の整理を行い、対応できる施設を増やし小学校と連携した支援体制の強化に取り組んでいきます。 保育園では、すべてのクラスで集団保育が可能な中程度以下の障がい児保育を実施します。 放課後子ども教室(KoKoA)では、特別支援学級の児童の相談に応じた受入れや各児童に合わせた見守りを行うほか、学童クラブでは、施設側の体制を調整した上で障がいのある子どもや医療的ケア児の受入れを行います。
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携		
施策・事業	1-4-6	保育園・学童クラブ等における障がいのある子ども及び医療的ケア児の受入れの推進		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童育成課	学童保育所維持管理費・小学生クラブ・放課後クラブ・子どもクラブ	障がい児及び医療的ケア児保育の実施					
		障がい児及び医療的ケア児に関する職員の知識向上及び受入れ体制の整備					
	保育所等児童運営費・保育園維持管理費	障がい児及び医療的ケア児保育の実施					
		障がい児及び医療的ケア児に関する職員の知識向上及び受入れ体制の整備					
教育支援課	医療的ケア児支援事業	学校への看護師の派遣					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組	適切な就学に向けて、教育や医療、保健、福祉等の関係機関が連携を図り、発達に課題のある子どもへの就学相談を実施するとともに、各関係機関と連携を図りながら、子ども一人ひとりの状況に合わせた就学先につなげます。 また、子どもが持っている力を伸ばすために、個々の状態に応じて、どのような環境や学習が必要かを保護者とともに考え、保護者が子どもに適した就学先を選ぶよう相談事業を実施します。
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携		
施策・事業	1-4-7	就学相談等の実施		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育支援課	就学相談関係費	就学相談の実施					
		定期的な就学支援委員会の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	1	すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	令和11年度までの取組
基本施策	1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携	
施策・事業	1-4-8	特別支援教育の推進	

泊江市地域特別支援教育推進連絡協議会、特別支援学級・教室代表者会、特別支援教育悉皆研修会を開催し、特別支援教育における成果と課題の収集と、ニーズに応じた研修会を実施することで、各種特別支援教育に係る理解と実践力を高めるなど、質的向上を図ります。また、小中学校へ巡回相談専門家チームを派遣することで、学校内の指導体制の充実を図ります。

特別支援学級や特別支援教室の適切な運営を行うほか、就学した児童・生徒が円滑に学校生活を送り、必要な指導を受けるための学校生活支援シートや個別指導計画を作成し、それに基づいた支援を行います。療育機関や福祉施設をはじめとした特別支援教育に関係する機関や家庭との連携を深め、子どもの状況に応じた学びを支援します。

各小中学校で校内委員会を年間複数回実施し、支援の必要な児童・生徒の情報を共有し、適切な指導につなげます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育支援課	特別支援教育推進	子どもの状況や障がい特性に応じた支援					
		専門家チームによる特別支援教育巡回相談					
指導室	特別支援教育推進	地域特別支援教育推進連絡協議会の開催					
		特別支援学級・教室代表者会の開催					
		特別支援教育コーディネーター連絡協議会の開催					
		各学校における校内委員会の開催					
	教育研究推進	特別支援教育悉皆研修会の開催					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-1	産前・産後の支援
施策・事業	2-1-1	妊娠前後の支援の充実

令和11年度
までの取組

妊婦面談事業(ゆりかご泊江)により、妊娠期から保健師と関わりを持つことで、出産後までのサポートを提供し、母子の心身の健康などに寄与します。また、妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付金により、伴走型相談支援と経済的支援を行い、妊娠期には妊娠8か月アンケートを実施することで、出産を間近に控えた妊婦に関わる機会を創出し、切れ目のない支援を図ります。

妊婦の健康管理に努め、妊産婦及び乳児の死亡率低下を図るとともに、流産・早産、妊娠高血圧症候群、胎児の発育遅延等の母と子の障がい予防するため、妊婦健診受診票により14回までの妊婦健診費用の助成を行います。都外医療機関で妊婦健診を受け、妊婦健診受診票を使用できなかった妊婦に対して、受診費の助成も行います。また、多胎妊婦健康診査費用(14回に加えて5回まで)、生活保護受給者等の初回産科受診費用の助成を行い、安心して妊娠出産できる支援を実施します。

妊活や妊娠、不妊治療等の相談内容に応じて、専門家チームにオンラインで相談できる妊活オンライン相談事業を実施します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	ゆりかご泊江(妊婦面談)の実施					
		妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付の実施	★				
		妊婦健康診査の実施・妊婦健康診査費用助成金の給付					
		多胎妊婦健康診査助成金の給付					
		初回産科受診費用助成金の給付					
		妊活オンライン相談の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度までの取組
基本施策	2-1	産前・産後の支援	
施策・事業	2-1-2	産前・産後の支援の充実	

産前・産後の家庭に家事や育児の援助などを行う育児支援ヘルパーを派遣することにより、母親の精神的・身体的負担の軽減を図ります。事業の実施に当たっては、こまめ子育てねっと、子育てガイドブックへの情報掲載や、子ども家庭支援センター、市役所窓口へのチラシ設置等広く情報がいきわたるよう事業の周知をします。

出産後、育児等に不安を抱える母親に対して、心身のケアや子育てに関する相談や指導を行い、出産後の母親に係る様々な負担の軽減を図る産後ケア事業を実施します。市内に産後ケアが実施できる施設が少ないため、適切なサービス提供ができるよう引き続き検討を進めます。

多胎児家庭の育児不安や育児等における負担軽減に向けた支援のため、多胎児を育てる母親・父親や妊産婦のための交流会「わいわいキッズ」を引き続き実施するほか、育児支援ヘルパー事業の多胎児の利用についても利用促進に向けて周知を行うとともに、支援の充実に取り組みます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	産後ケアの実施	★				
		わいわいキッズの開催					
		多胎児移動支援の実施	見直し				
子ども発達支援課	子ども家庭在宅サービス事業費	子ども家庭在宅サービス(育児支援ヘルパー派遣)の提供・周知	★				

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度までの取組
基本施策	2-1	産前・産後の支援	
施策・事業	2-1-3	専門職による相談・訪問指導の実施	

育児や栄養、運動などについて、子どもの健康な生活習慣の確立と育児不安の解消のため、保健師や心理士等の専門職が育児相談を実施します。妊娠期から産後の育児を通し、不安やストレスを感じている妊婦や母親を対象に「ママの気持ち」相談を行います。

また、すこやか訪問指導(妊産婦・新生児)とその前後で必要とされる事業として、妊産婦と乳幼児の家庭を保健師等が訪問し、赤ちゃんの計測や保育の相談、母乳指導等を行います。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	育児相談の実施					
		ママの気持ち相談の実施					
		すこやか訪問指導の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度までの取組	子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターが、センターごとに子育て家庭への適切な相談対応を行うだけでなく、3センター連携会議や、各センター内の情報共有の仕組みを検証しつつ、子育て・教育支援システムの効率的な運用を検討する等、各センター間の密な連携を通して、子どもの健やかな発達を支援します。また、こども家庭センターをはじめとした関係機関との円滑な情報共有を積極的に行うとともに、必要に応じて専門的な知見を有するアドバイザーから助言をいただきながら、切れ目のない支援を実現するため市の子育ての中核機関となるような運営を進めます。
基本施策	2-2	子どもの健やかな成長に向けた支援		
施策・事業	2-2-1	子育て・教育支援複合施設の運営		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども発達支援課	子育て・教育支援複合施設関係費	4センター連携会議の定期的な実施					
		シームレスな支援体制システムの導入に向けた検討・準備	★				
		シームレスな支援体制システムの運用		★			
教育支援課	教育支援センター関係費	4センター連携会議の定期的な実施					
		シームレスな支援体制システムの導入に向けた検討・準備	★				
		シームレスな支援体制システムの運用		★			

※4センター…3センター(子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター)にこども家庭センターを加えたもの。

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度までの取組	生後4か月以内の乳児のいる家庭を訪問して、「エジンバラ産後うつ病質問票」の活用等で、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等や必要な助言を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげます。（こんにちは赤ちゃん事業）
基本施策	2-2	子どもの健やかな成長に向けた支援		
施策・事業	2-2-2	乳児家庭全戸訪問事業の充実		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	母子保健事業関係費	こんにちは赤ちゃん事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度までの取組	家庭における育児疲れの解消やリフレッシュ、急病や断続的勤務・短時間勤務などの勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応するため、一時保育(一時預かり)を実施します。認可保育園、認証保育所、家庭福祉員、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センターにて実施し、ニーズに対応できるよう充実を図ります。 また、ベビーシッター利用に当たり、利用料の一部を助成することで、保護者負担の軽減を図ります。 保護者の就労時間等で対応できるよう認可保育園、私立認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業所)で延長保育を実施します。 さらに、幼稚園に通園する子どもを持つ保護者の子育てを支援するため、全幼稚園で預かり保育を実施するほか、未就園児対象の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を引き続き実施します。 国において令和8年度から本格実施される予定である「こども誰でも通園制度」について導入に向けた検討を進めます。
基本施策	2-3	幼児教育の振興と保育における質の向上		
施策・事業	2-3-5	一時保育(一時預かり)、延長保育等の充実		

②実施状況、今後の取組

担当課			の具体的な成果	今後の取組内容
		令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども発達支援課	子ども家庭在宅サービス事業費	子ども家庭在宅サービス(家庭福祉員による一時保育)の提供					
	子ども家庭支援センター事業運営費	ファミリー・サポート・センター事業の実施及び会員数増加に向けた取組					
		子ども家庭支援センター一時預かり事業の実施					
児童育成課	保育施設等利用児童保護者負担軽減	ベビーシッター利用支援事業の補助					
	保育所等児童運営費・保育園維持管理費	一時預かり事業の実施	★				
		延長保育事業の実施					
		こども誰でも通園制度の導入準備	★				
		こども誰でも通園制度の実施		★			
	私立幼稚園協会等補助	預かり保育推進事業の実施					
		多様な他者との関わりの機会の創出事業の実施					
		こども誰でも通園制度の導入準備	★				
		こども誰でも通園制度の実施		★			
	私立認定こども園等運営費	一時預かり事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくり と妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-3	幼児教育の振興と保育における質の向上
施策・事業	2-3-7	病児・病後児保育の充実

令和11年度
までの取組

保育園等の子どもが病気などにより、各施設で受入れが困難なときに、病児保育施設において、保護者に代わって預かり、子どもの健康管理と保護者の就労を支援するほか、訪問型病児・病後児保育利用料助成事業を実施します。病児保育室については、運営事業者の担い手を確保した上で、長期的な視点に立った事業展開について検討していきます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子ども若者政策課	病児・病後児保育	病児保育室の担い手の確保・設置	★		★		
		病児保育室の運営					
		訪問型病児・病後児保育利用料助成事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援
基本施策	2-4	放課後対策の推進
施策・事業	2-4-1	学童クラブの拡充

令和11年度までの取組

保護者の監護に欠ける小学生の健全な育成を支援するため、待機児対策推進本部において検討し、計画的に待機児対策を行うことで、学童クラブ(学童保育所、小学生クラブ、放課後クラブ、こどもクラブ)の充実を図ります。
また、放課後クラブについて、円滑な運営と質の確保、開所時間の延長、多様な事業メニューの提供等によるサービスの拡充とともに、待機児対策としての定員の弾力化に対応するために、狛江市放課後クラブ民営化計画をもとに民営化を進めていきます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童育成課	放課後クラブ	放課後クラブ6か所の民営化への移行による開所時間の延長等サービス拡充	★				
	学童保育所維持管理費・小学生クラブ	弾力化による計画的な待機児対策	★	★			
		WiFi設置による学習環境の確保及び入退室システム導入による円滑な連絡手段の確保	★				
		長期休業期間中の弁当配送サービスの実施					
	こどもクラブ	新たな民設民営の学童クラブ誘致に関する調査・研究					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度までの取組	地域の人の参画を得ながらKoKoA運営委員会を中心に放課後子ども教室の充実を図ります。 また、子どもの放課後環境の改善・充実を図るため、教育委員会と連携した学校施設の有効活用や新たな施設を建設し、市内全小学校における子どもの居場所の確保に努めていきます。
基本施策	2-4	放課後対策の推進		
施策・事業	2-4-2	放課後子ども教室事業(KoKoA)の推進		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童育成課	放課後子ども教室事業	緑野小学校KoKoA専用施設の設置	★				
		WiFi設置による学習環境の確保	★				
		子どもの居場所の確保					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度までの取組	子育て・教育支援複合施設内に敷居の低い相談場所として設置した総合相談窓口において、子育て家庭等の相談に対応するとともに、関係機関と連携しながら、相談者のニーズに合った支援につながるよう取り組みます。 児童館・児童センターや子ども家庭支援センター、ふらっとなんぶで実施する子育てひろばのほか、保育園や学童保育所などで、子育て中の親が気軽にいつでも相談できる場の提供や、各種プログラムへの参加から相談へつながる機会を設けるほか、電話やオンラインなどの様々な手段を用いた相談体制の確保・充実に取り組みます。 また、利用者支援事業(基本型・特定型・こども家庭センター型)を実施し、個々の状況に応じた保育サービスの情報提供を行っていくとともに、それぞれの相談員の連携の仕組みを構築し、各相談窓口の専門性の向上のため、相談員のスキルアップを図ります。
基本施策	2-5	子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備		
施策・事業	2-5-1	専門性のある多様な相談体制の充実		

②実施状況、今後の取組

担当課		令和8年度以降から記載	今後の具体的な成果	今後の取組内容

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点運営費	子育てひろばの実施					
子ども若者政策課	ひとり親家庭等生活支援事業	相談員の研修及び連絡会への参加によるスキルアップ					
	一般事務費	【利用者支援事業(特定型)】保育サービスコーディネーターによる相談の実施					
子ども家庭課	母子保健事業関係費	【利用者支援事業(こども家庭センター型)】ゆりかご狛江(妊婦面談)の実施					
		ママの気持ちの相談の実施					
		育児相談の実施					
		保健師による個別支援の実施					
子ども発達支援課	子ども家庭支援センター事業運営費	「利用者支援事業」における連携会議の実施					
		【利用者支援事業(基本型)】子ども家庭支援センターにおける相談支援及び各種プログラムの実施					
		子育てひろばの実施					
児童育成課	児童館関係費	子育てひろばの実施					
	学童保育所維持管理費	保護者が気軽に相談できる場の提供					
	保育園維持管理費	公立保育園における電話育児相談の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度までの取組
基本施策	2-5	子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	
施策・事業	2-5-2	要支援世帯への訪問支援事業の充実	

こんにちは赤ちゃん事業等により、支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業及び養育支援訪問事業を実施することで、保健師、ヘルパー等が訪問し、子育てに関する指導、助言、サービス等を行い、当該家庭の適切な養育を推進し、虐待の予防や早期発見等につなげます。
 要保護児童対策地域協議会で関係機関等と情報を共有し、必要な家庭への家庭訪問等による育児や健康に関する専門相談支援や各種サービスの情報提供、ヘルパーの派遣等の支援を行います。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども家庭課	要保護児童対策事業	要保護児童対策地域協議会での関係機関等との情報共有					
		子育て世帯訪問支援事業及び養育支援訪問事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度までの取組	児童館・児童センターや保育園等の機能のほか、民間団体等の活力を活かして、地域で子育て中の親子等の交流や子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育てひろば事業を推進するとともに、既存の地域施設の活用や多様な媒体を用いて、身近な地域で子育て中の親子等が交流し、子育てについて、誰でも気軽に情報交換のできる場づくりを進めます。
基本施策	2-5	子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備		
施策・事業	2-5-4	身近な交流の場の提供		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点運営費	子育てひろばの実施					
子ども若者政策課	みんなで子育て事業	各種子育て講座の実施					
子ども発達支援課	子ども家庭支援センター事業運営費	子育てひろばの実施					
		各種プログラムの実施					
児童育成課	放課後子ども教室事業	緑野小KoKoAルームを子育て団体へ貸し出し	★				
	保育園維持管理費	園庭開放による交流の場の提供					
	児童館関係費	子育てひろばの実施					
	学童保育所維持管理費	保護者が気軽に相談できる場の提供					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくり と妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度 までの取組	各種子育てサービスについて、市民サービスの質の向上の観点からデジタル技術の活用を図り、子育て世帯のライフスタイルに合わせた手続きの簡略化等、場所や時間にとらわれないサービス提供体制の構築に向けて、各種子育てサービス手続きのデジタル化を推進していきます。
基本施策	2-5	子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の 推進と環境整備		
施策・事業	2-5-11	各種手続きのデジタル化の推進		

②実施状況、今後の取組

担当課		令和8年度以降から記載	年度の具体的な成果	今後の取組内容

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
情報政策課	計算事務費	びったりサービス基盤の提供					
	電子自治体推進費	電子申請サービス基盤の提供					
子ども若者政策課 子ども家庭課 環境政策課 教育支援課 社会教育課	電子化の推進	各種申し込み等の電子化					
子ども若者政策課	子育てサイト事業	子育てサイトにおける情報の提供					
子ども家庭課	母子保健事業関係費	母子手帳アプリの活用					
		各種母子保健事業の手続きの簡略化					
子ども発達支援課	子育て・教育支援複合施設関係費	子ども家庭支援センターにおける一時預かり事業の予約方法等デジタル化検討・準備	★				
		子ども家庭支援センターにおける一時預かり事業の予約方法等デジタル化の運用		★			
児童育成課	児童館関係費	子育て相談のオンライン化等による手段の充実					
	保育園維持管理費	保育園事務管理システムの活用による連絡帳等の電子化	★				
		保活ワンストップに向けた園見学の電子化推進	★				
		一時保育事業(駄倉保育園)の予約方法等デジタル化検討・準備	★				
		一時保育事業(駄倉保育園)の予約方法等デジタル化の運用		★			

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度までの取組
基本施策	2-6	悩みや困難を抱える家庭への支援	
施策・事業	2-6-1	子ども家庭支援センターの充実	

地域における子育て支援の中核機関として、子育て家庭の抱える多様な相談に十分に対応できるよう、専門的機能の充実を図ります。
また、引き続き、敷居の低い相談場所として、子育て家庭等が相談しやすい場づくりに取り組むとともに、子育て支援の中核機関として、積極的に地域に出向き、地域資源の情報収集、情報提供等を行うとともに、関係機関等との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども発達支援課	子ども家庭支援センター事業運営費	「利用者支援事業」における連携会議の実施					
		子ども家庭支援センター事業(地域組織化事業・相談支援事業等)の実施					
		子ども家庭支援センターによるアウトリーチによる関係機関との連携強化					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度までの取組	児童・生徒の社会的自立に向けた相談及び適応、学習等に関する円滑な支援を行うとともに、市の教育における新たな課題への対応や教育支援を実施する拠点として、事業の充実を図ります。また、関係機関との連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。
基本施策	2-6	悩みや困難を抱える家庭への支援		
施策・事業	2-6-2	教育支援センターの充実		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育支援課	教育相談関係費	ゆうゆう教室運営による不登校児童・生徒への適切な支援					
		専門教育相談員による教育相談の実施					
	不登校対策支援	専門教育相談員への研修の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくり と妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度 までの取組
基本施策	2-6	悩みや困難を抱える家庭への支援	
施策・事業	2-6-3	ひとり親家庭相談体制の充実	

母子家庭等ひとり親家庭の生活上の悩みや相談に応じるため、ひとり親家庭等専門相談員及び母子・父子自立支援員による相談を実施するとともに、相談体制の強化を図ります。
また、相談窓口の周知に努めるほか、ひとり親家庭支援策の内容や利用方法について、ひとり親家庭のしおり等により周知を図るとともに、住まい、子育て、教育、仕事、家計、養育費、面会交流など、関係機関とも連携して継続的な支援に取り組みます。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子ども若者政策課	ひとり親家庭等生活支援事業	ひとり親家庭等専門相談員による相談の実施					
		母子・父子自立支援員による相談支援の実施	★				
		ひとり親家庭のしおり等の作成・配布					
		フードバンクによるひとり親支援への協力					
		ひとり親家庭への学習支援事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度までの取組
基本施策	2-6	悩みや困難を抱える家庭への支援	
施策・事業	2-6-4	DV等への相談支援の充実	

DVに関して、生活不安や社会からの孤立など様々な悩みや不安を持つ親に対する支援を行います。
女性相談支援員によるDVを含めた母子等の生活等に係る相談を行い、必要に応じて一時保護施設や母子生活支援施設等の関係機関と連携し、その経済的自立と生活の安定に向けた支援を行うとともに、相談体制の強化を図ります。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	ひとり親家庭等生活支援事業	相談支援の実施					
		関連連絡会等への参加による連携強化					
		定例ケース検討会議への参加					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	2	安心して子どもを産み育てられる環境づくり と妊娠期からの切れ目のない支援	令和11年度 までの取組
基本施策	2-6	悩みや困難を抱える家庭への支援	
施策・事業	2-6-5	ひとり親家庭への支援の充実	

ハローワークとの連携による母子・父子自立支援プログラムや、高等職業訓練促進給付金、教育訓練給付金といった事業を周知、促進することにより、支援が必要な家庭等の自立支援を進めます。
母子及び父子福祉資金の貸付事業として、20歳未満の子ども等を扶養している母子家庭及び父子家庭に入
学や就学、技能習得等に必要な資金を貸し付けます。
離婚直後などにより、日常生活に著しく支障のあるひとり親家庭に対して、育児や日常生活の世話など必要な
援助を行うホームヘルパーを派遣します。
養育費確保支援事業により、ひとり親家庭における経済的基盤を確保し、子どもの成長及び生活水準の保障
等を図る養育費の継続した確保を支援します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子ども若者政策課	ひとり親家庭等生活支援事業	母子・父子自立支援プログラムの作成					
		高等職業訓練促進給付金の給付					
		教育訓練給付金の給付					
		福祉資金の貸付・周知					
		ひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施					
		養育費確保支援事業の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	3	子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり	令和11年度までの取組
基本施策	3-2	子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成	
施策・事業	3-2-1	要保護児童対策地域協議会の強化及び児童関連施設の連携強化	

子どもの健やかな育成を目指し、学校や幼稚園、保育園、学童クラブ、児童館・児童センター、こども家庭センター、子育て・教育支援複合施設(子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター)、ふらっとなんぶ、民生委員・児童委員等のあらゆる児童関連施設等の連携を図ります。

要保護児童対策地域協議会を中心に地域の関係機関同士の連携を強化し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応につなげます。要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務担当者会議)のほか、定例ケース会議を開催し、定期的な情報交換を行い、関係機関との連携を図ります。実務担当者会議の一環として、中学校区域ごとに児童関連施設関係者の会議を開催し、連携強化を推進します。

また、児童虐待防止マニュアルを配布することで、学校を含む関係機関の虐待に関する意識の向上や更なる連携強化を図ります。

②実施状況、今後の取組

担当課		の具体的な成果	今後の取組内容
		令和8年度以降から記載	

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉政策課	民生委員、児童委員関係費	地区連絡協議会の開催					
	多世代・多機能型交流拠点運営費	市内の多世代交流に取り組む団体等との情報交換会の実施					
子ども家庭課	要保護児童対策事業	代表者会議の実施					
		実務担当者会議の実施					
		児童虐待防止マニュアルの作成・配布					
子ども発達支援課	子育て・教育支援複合施設関係費	4センター連携会議の定期的な実施					
		各センターの要保護児童対策地域協議会への参加					
児童育成課	児童館関係費	子育て関連施設関係者間の連携の強化					
教育支援課	教育支援センター関係費	4センター連携会議の定期的な実施					
	不登校対策支援	スクールソーシャルワーカーの要保護児童対策地域協議会への参加					
指導室	教育研究推進	生活指導主任会の開催					
		青少年健全育成連絡会の開催					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	3	子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり	令和11年度までの取組	市内の各関係機関や子ども・子育て支援活動団体等が各地域・団体の実情を踏まえた情報共有を行い、地域でのよりきめ細かな子育て支援につなげるため、子ども・子育て関連団体に関する連絡会を開催し、地域団体同士のつながりの強化や情報交換の場を設けることで、市民活動の活性化を目指していきます。地域において居場所を運営している団体等への経済的な支援等を行います。
基本施策	3-2	子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成		
施策・事業	3-2-3	地域団体等との情報共有及び活性化		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	地域の子育て関連団体のネットワーク化	子ども・子育て関連団体に関する連絡会の開催(こまえくぼと連携)					
	みんなで子育て事業	子どもの居場所づくり支援事業補助金事業の実施	★				

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	3	子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり
基本施策	3-2	子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成
施策・事業	3-2-4	子育て仲間づくり・子育てグループ・子育てサークルの育成・支援

令和11年度
までの取組

子育て支援を目的として活動する市民グループや子育てグループの支援を行うとともに、母子保健事業、子ども家庭支援センター、子育てひろば、児童館・児童センター、公民館の活用等を通じて、子育ての仲間づくりを推進します。

また、育児不安の軽減や仲間づくりのため、生後1～4か月頃の乳児と母親を対象とした交流事業として、ひよこカフェを実施します。

地域の子育て関連団体のネットワーク化を図るため、こまえくぼ1234と連携して連絡会を開催し、地域団体同士のつながりの強化や情報交換の場を設け、市民活動の活性化を目指します。

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	地域の子育て関連団体のネットワーク化	子ども・子育て関連団体に関する連絡会の開催(こまえくぼと連携)					
子ども家庭課	母子保健事業	ひよこカフェの運営					
子ども発達支援課	子ども家庭支援センター事業運営費	子育てグループ等の情報提供					
児童育成課	児童館関係費	子育てひろば等育児相談のできる場の提供					
公民館	子育てセミナー	子育てセミナーの実施					
		いきいき子育てルームの実施					
	学習グループ保育	学習グループ保育の実施					

★…新規及び拡充する事業

①事業概要

基本目標	3	子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり	令和11年度までの取組	児童関連施設内での乳幼児と小中学生等との異なる世代の交流や、公民館の利用団体などの各種団体や高齢者団体との世代間交流を促進します。 多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶでは、日常的な居場所の提供に加え、多世代の地域住民が参加するワークショップ等のイベントを開催することで、子どもも含めた多世代の幅広い交流を実現し、地域共生社会の実現を目指します。 子ども家庭支援センターでは、利用者同士の交流だけにとどまらず、地域のネットワークづくりの一環として異年齢交流・世代間交流等にも取り組むとともに、教育支援センターを通じて、小学生や中学生が乳幼児とふれあう機会を設けます。 児童館・児童センターでの中学生の乳幼児とのふれあい体験や、高校生の運営側スタッフとしてのボランティア活動などにより、世代間交流の充実へとつなげる機会を設けます。 スポーツを楽しむきっかけをつくり、世代を超えて、誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう、生涯スポーツの推進を図り、仲間づくり、体力向上や生きがいづくりにつなげるため、各種スポーツ大会や教室を実施しています。 公民館では、世代間・異年齢交流の場として夏休み子ども・中高生スペース、子どもの実験教室、いきいき子育てルームを開催します。
基本施策	3-2	子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成		
施策・事業	3-2-6	世代間・異年齢交流の促進		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の申請件数、内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容

令和8年度以降から記載

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉政策課	多世代・多機能型交流拠点運営費	多世代・多機能型交流拠点ふらっとなんぶの運営					
		ふらフェス等のイベントの開催による交流の促進					
子ども家庭課	食育推進事業	食育講習会「ミンジと一緒にクッキング」の実施					
子ども発達支援課	子ども家庭支援センター事業運営費	異年齢・世代間交流の実施					
児童育成課	児童館関係費	児童館・児童センターにおける世代間交流の機会の提供					
社会教育課	ジュニアスポーツ振興	ジュニアスポーツ大会の実施					
		ジュニアスポーツ教室の実施					
	豊かなスポーツライフ連携事業	親子向け講座(こまえスポーツフェスタ)の実施					
公民館	居場所事業	夏休み子ども中高生スペースの実施					
	子ども・若者事業	子どもの実験教室の実施					
	子育てセミナー	いきいき子育てルームの実施					

①事業概要

基本目標	3	子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり	令和11年度までの取組	市内で子ども食堂事業を実施している市民団体と連携し、子どもやその家庭の居場所を確保するとともに、必要な支援につなげます。また、経済面から子育て世帯の居場所としての機能を持つ地域団体の支援を行います。
基本施策	3-2	子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成		
施策・事業	3-2-8	子ども食堂の推進		

②実施状況、今後の取組

担当課	前年度の実施結果・内容	前年度の具体的な成果	今後の取組内容
	令和8年度以降から記載		

③事業の年次計画

担当課	事業名	年次計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども若者政策課	みんなで子育て事業	子どもの居場所づくり支援事業補助金事業の実施	★				
		子ども食堂連絡会への出席					

★…新規及び拡充する事業

第3期 こまえ子ども・若者応援プラン 実施計画（令和7年度版）

登録番号（刊行物番号）

R7-17

令和7年7月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市子ども家庭部子ども若者政策課
狛江市和泉本町一丁目1番5号

電 話 03（3430）1111（代表）

印 刷 庁内印刷

頒布価格 80円